ICL 手術 3 年間保証規定

名古屋アイクリニック

名古屋アイクリニックでは、ICL 手術を受けられた患者様に術後も安心してお過ごしいただけるよう、以下の保証制度を設けています。

1. 保証期間

保証期間は、ICL 手術日から 3 年間とします。

左右の手術日が異なる場合は、それぞれの眼の手術日を保証開始日とします。

2. 保証の対象

保証期間内に、診察・検査の結果、当院医師が医学的に必要または適切と判断した場合、以下の処置を保証の対象とします。

（1）レンズ度数交換

術後の屈折状態や見え方などを総合的に評価し、ICL の度数を変更することで改善が期待できると当院医師が判断した場合、レンズ度数交換を保証します。

（2）レンズサイズ交換

術後の Vault（ICL と水晶体との距離）、前眼部所見その他の眼の状態から、異なるサイズの ICL への交換が必要または適切と当院医師が判断した場合、レンズサイズ交換を保証します。

（3）乱視用 ICL の回旋整復

Toric ICL（乱視用 ICL）の術後回旋により乱視矯正効果や見え方に影響が生じ、当院医師が必要と判断した場合、経過を確認したうえで回旋整復を行います。回旋整復については、基本的に術後 3 年間の期限を設けません。

（4）ICL の抜去

眼の状態その他の医学的理由により、ICL の抜去が必要であると当院医師が判断した場合、ICL の抜去を保証します。

（5）レーザーによる追加矯正（タッチアップ LASIK）

術後に近視・遠視・乱視などの屈折誤差が残存し、見え方や日常生活に影響がある場合、屈折状態が安定していることを確認したうえで、角膜厚、角膜形状、ドライアイその他の眼の状態から安全に実施でき、改善が期待できると当院医師が判断したときは、レーザーによる追加矯正（タッチアップ LASIK）を保証します。レーザーによる追加矯正が適さない場合は、眼鏡等による矯正または ICL の度数交換を含め、適切な対応を検討します。

3. 保証に含まれる費用

保証対象と判断された場合、原則として以下の費用を当院が負担します。

- 保証対象となる再手術またはレーザーによる追加矯正の手術費用
- 交換する ICL のレンズ費用
- 再手術またはレーザーによる追加矯正に伴う当院所定の検査費用
- 再手術またはレーザーによる追加矯正に伴う当院所定の診察費用

ただし、当院で通常必要と認められない検査・処置、他院で発生した診療費、交通費、宿泊費、休業補償その他の間接的な費用は保証に含まれません。

4. 保証による再手術および追加矯正の判断

保証期間内であっても、患者様のご希望のみをもってレンズ交換、再手術またはレーザーによる追加矯正を行うものではありません。

視力、自覚屈折、他覚屈折、乱視、Vault、レンズ位置、角膜厚、角膜形状、眼の状態、両眼での見え方、日常生活への影響などを総合的に評価し、当院医師が再手術またはレーザーによる追加矯正によって改善が期待でき、かつ実施することが適切であると判断した場合に保証を適用します。

5. 保証回数

保証によるレンズ交換、レーザーによる追加矯正その他の再手術は、原則として同一の保証事由につき片眼 1 回までとします。

ただし、術後の経過その他の医学的理由により、当院医師が追加の処置を必要と判断した場合は、この限りではありません。

6. 保証対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、保証期間内であっても保証の対象外となることがあります。

- 医学的に良好な結果が得られており、患者様のご希望のみで度数や見え方の変更を希望される場合
- 加齢に伴う老視など、ICL 手術とは直接関係しない眼の変化に対する治療を希望される場合
- 本規定で定めるレーザーによる追加矯正を除き、ICL 以外の治療方法や異なる種類の治療への変更を希望される場合
- 外傷、事故その他 ICL 手術とは直接関係しない原因によって再手術が必要となった場合
- 当院の指示なく他の医療機関で ICL に関する処置・手術等を受けた場合
- 当院が指定する術後検診を正当な理由なく受診されていない場合
- 医師の指示や術後の注意事項を著しく遵守されなかったことが原因と考えられる場合
- その他、当院医師が ICL 手術に起因するものではないと判断した場合

7. 術後の度数変化について

保証期間中に近視や遠視、乱視などの度数変化が生じ、見え方や日常生活に大きな影響がある場合は、変化の原因と程度を確認します。レンズ交換またはレーザーによる追加矯正によって改善が期待でき、安全に実施できると当院医師が判断した場合には、保証の対象となることがあります。

ただし、わずかな度数変化が認められることのみを理由として、レンズ交換またはレーザーによる追加矯正を保証するものではありません。

レンズ交換またはレーザーによる追加矯正の必要性については、度数だけではなく、裸眼視力、矯正視力、自覚症状、両眼での見え方、生活への影響および各処置の安全性などを総合的に判断します。

手術前から度数変化が予測される場合や、コンタクトレンズの中止期間を守らなかったために術前の度数測定が安定していない場合には、原則として手術を控え、状態が安定してから改めて検査・手術時期を検討します。医師と相談のうえ手術を受ける場合も、術後の軽微な度数のずれや見え方の差には一定の許容が必要です。これらの事情による度数変更は保証の対象外となる場合がありますが、見え方が大きく損なわれた場合には、原因、生活への影響および再手術の安全性を確認し、保証の適用を個別に判断します。

保証は、あらかじめレンズ交換や再手術を予定して手術を受けるための制度ではありません。再手術にも眼への負担や合併症のリスクがあるため、当院では、可能な限り一度の手術で長期的に安定した見え方を得られる時期を選ぶことを重視しています。

妊娠・出産に伴う度数変化について

妊娠中や出産前後は、屈折状態が変化する可能性があります。妊娠・出産に伴う度数変化が予測される場合は、原則として状態が落ち着いてから ICL 手術をご検討いただきます。手術後に妊娠・出産によって度数が変化した場合も、レンズ交換を前提とした手術計画は行いません。見え方が大きく損なわれた場合には、度数変化の原因や程度、生活への影響と再手術の安全性を踏まえ、保証適用を個別に判断します。

8. 保証期間終了後

3 年間の保証期間終了後にレンズ交換、レーザーによる追加矯正、抜去その他の処置が必要となった場合は、その時点での診察結果および当院の料金規定に基づき対応します。ただし、乱視用 ICL の術後回旋に対する回旋整復については、基本的に期限を設けず、医師が必要と判断した場合に対応します。

9. 保証制度について

本保証制度は、ICL 手術後に医学的に必要となった処置について一定の条件のもとで費用を保証するものであり、特定の裸眼視力、屈折度数または見え方を保証するものではありません。

眼の状態や見え方には個人差があり、手術後も加齢や眼の状態の変化などにより見え方が変化する可能性があります。

保証適用の可否については、診察・検査結果をもとに当院医師が医学的に判断します。